

1.3.5.3 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法誘導基準省令の該当条文

1.3.5.3.1 一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 (省令第2条)	①出入口 (②並びに籠・昇降路・便所・浴室等に設けられるものを除く。複数ある場合はそのうち1以上の出入口。)	—
	(1) 幅は90cm以上であるか	
	(2) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	②直接地上へ通ずる1以上の出入口	—
	(1) 幅は120cm以上であるか	
廊下等 ¹ (省令第3条、 H18告示 第1488号)	(2) 戸は、自動的に開閉する構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	①幅は180cm以上であるか (50m以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合は140cm以上)	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック等を敷設しているか ²	
	④戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	⑤側面に廊下等に向かって開く戸に、開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講じているか	
	⑥突出物を設けていないか (視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は除く)	
	⑦高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けているか	
階段 ¹¹ (省令第4条、 H18告示 第1489号)	⑧①及び④は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分は除く。	
	①幅は140cm以上であるか (手すりが設けられた場合は、手すりの幅10cmまでは、ないものとみなして算定することができる)	
	②蹴上げの寸法は、16cm以下であるか	
	③踏面の寸法は、30cm以上であるか	
	④踊場を除き、両側に手すりを設けているか	
	⑤表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	⑥踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	⑦段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑧段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか ³	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 ¹¹ (省令第5条)	⑨主たる階段を回り階段としていないか	
	①多数の者が利用する階段を設ける場合、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときには、省令第7条に定めるエレベーターに限る)を設けているか ⁴	

¹ 客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の一以上の経路(車椅子使用者用経路)を構成する部分を含む。

² 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(平成18年告示第1489号第一)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

³ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(平成18年告示第1489号第二)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

⁴ 階段が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合を除く。(平成18年告示第1488号第二)

1.3.5.3.1 一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
傾斜路 (省令第6条、 H18告示 第1488号)	①幅は、階段に代わるものは150cm以上、階段に併設するものは120cm以上であるか	
	②勾配は1/12以下であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④高さが16cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
	⑤表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	⑥その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
	⑦傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか ⁵	
	⑧①～③は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分は除く。この場合、勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
エレベーター (省令第7条、 H18告示 第1487号)	①多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便所、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室、車椅子使用者用部分又は車椅子使用者用浴室等がある階、及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止する、籠を備えたエレベーターを、当該階ごとに1以上設けているか	
	②多数の者が利用する全てのエレベーター及びその乗降口ビー	－
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは135cm以上であるか	
	(3) 乗降口ビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか	
	(4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーで、①に該当するもの	－
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは135cm以上であるか	
	(3) 乗降口ビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか	
	(4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6) 籠の幅は140cm以上であるか	
	(7) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	(8) 籠内及び乗降口ビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用する全てのエレベーター	－
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは135cm以上であるか	
	(3) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(4) 籠の幅は140cm以上であるか	
	(5) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	⑤不特定多数の者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーで、①に該当するもの	－
	(1) 籠の奥行きは135cm以上であるか	
	(2) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(3) 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(4) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	(5) 籠内及び乗降口ビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	(6) 籠の幅は160cm以上であるか	
	(7) 籠及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
	(8) 乗降口ビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、180cm以上であるか	

⁵ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1489号第三）

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

1.3.5.3.1 一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
エレベーター (省令第7条、 H18告示 第1487号)	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降口ビーで、①に該当するもの ⁶	－
	(1) ③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	
	(2) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか	
	(3) 籠内及び乗降口ビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか	
	(4) 籠内又は乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	
特殊な構造 又は使用形態の エレベーター その他の昇降機 (省令第8条、 H18告示 第1485号)	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、以下のいずれかに該当するもの ・ 籠の定格速度が15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・ 階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	－
	(1) 平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものであるか	
	(2) 籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか	
	(3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか	
	②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	－
	(1) 平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか	
便所 (省令第9条)	①便所内に、車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ1以上）設けているか ⁷	
	②車椅子使用者用便房	
	(1) 腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(2) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	③車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm以上であるか	
	④車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	⑤各階の便所のうち1以上に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水栓器具を設けた便房（オストメイト対応）を設けているか	
劇場等の客席 (省令第9条の2、 R6告示 第1295号)	⑤男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さ35cm以下）、その他これらに類する小便器を1以上、設けているか	
	①客席に設ける座席の数が100以下の場合は2、100を超え200以下の場合は座席の数の1/50以上（端数は切り上げ。以下同様）、200を超え2,000以下の場合は座席の数の1/100+2以上、2,000を超えるときは座席の数の75/10,000+7以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設けているか	
	②誘導基準適合車椅子使用者用部分	
	(1) 幅は90cm以上であるか	
	(2) 奥行きは135cm以上であるか	
	(3) 床は平坦であるか	
	(4) 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造であるか	
	(5) 同伴者用の客席又はスペースを当該車椅子使用者用部分に隣接して設けているか	
	③客席に設ける座席の数が200を超える場合、誘導基準適合車椅子使用者用部分を2箇所以上に分散して設けているか	

⁶ エレベーター及び乗降口ビーが、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合を除く。（平成18年告示第1486号）

⁷ 次のいずれかに該当する場合を除く。（令和6年告示第1294号）

- ・ 車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ1以上）設ける便所が、便所に近接する位置にある場合
- ・ 男子用（又は女子用）便房のみを設ける便所内に、男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合、又は男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房を1以上設ける便所が便所に近接する位置にある場合

1.3.5.3.1 一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
ホテル又は 旅館の客室 (省令第10条、 H18告示 第1484号)	①客室総数が200以下の場合は客室総数の1/50以上、200を超える場合は客室総数の1/100+2以上の車椅子使用者用客室を設けているか	
	② 車椅子使用者用客室の出入口	—
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	③ 車椅子使用者用客室の便所（同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能）	—
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	(2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④ 車椅子使用者用客室の浴室等（同じ建築物に共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能）	—
	(1) 車椅子使用者用浴室等	—
	(ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されているか	
	(2) 出入口	—
	(ア)幅は80cm以上であるか	
	(イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
敷地内の 通路 (省令第11条、 H18告示 第1488号)	①幅は180cm以上であるか（段がある部分及び傾斜路を除く）	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④段がある部分	—
	(1)幅は140cm以上であるか (手すりが設けられた場合は、手すりの幅10cmまでは、ないものとみなして算定することができる)	
	(2)蹴上げの寸法は16cm以下であるか	
	(3)踏面の寸法は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	(6)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑤段を設ける場合、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか	
	⑥傾斜路	—
	(1)幅は、段に代わるものは150cm以上、段に併設するものは120cm以上であるか	
	(2)勾配は1/15以下であるか	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (勾配が1/20を超えるものに限る。)	
	(4)高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
	(5)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
	⑦敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により上記①～⑥の規定を満たせない場合は、①、③、⑤、⑥（1）～（3）は、建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り適用する	—

1.3.5.3.1 一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
敷地内の 通路 (省令第11条、 H18告示 第1488号)	⑧①、③、⑤、⑥(1)～(3)の規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分は除く。この場合、勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
駐車場 (省令第12条)	①駐車施設の数の2/100（端数は切り上げ）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか ⁸ ②車椅子使用者用駐車施設 (1)幅は350cm以上であるか (2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか	
浴室等 (省令第13条)	①1以上の浴室等 (1)車椅子使用者用浴室等 (ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか (イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されているか (2)出入口 (ア)幅は80cm以上であるか (イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	－ － － －
標識 (省令第14条)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近の、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識 (1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか (2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であるか	－ － －
案内設備 (省令第15条、 H18告示 第1483号)	①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか（配置を容易に視認できる場合は除く） ②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか ③案内所を設ける場合は①②は適用しない	 －

⁸ 駐車場が、次のいずれかに該当する場合を除く。（令和6年告示第1072号）

- ・ 機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
- ・ 機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに適合する場合
 - イ 機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。
 - ロ 機械式駐車場の駐車施設（車椅子使用者が円滑に乗降することが可能なものに限る。）の数と機械式駐車場以外の駐車場の車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が、駐車施設の総数に応じて算出される車椅子使用者用駐車施設の必要数以上であること。

1.3.5.3.2 視覚障害者移動等円滑化経路の基準（道等から案内設備又は案内所までの主な経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (省令第16条)	①道等から案内設備②に示す設備又は③に示す案内所までの主たる経路を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか ⁹	
	②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか（進行方向を変更する必要がない風除室内は除く）	
	③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 ¹⁰ には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか	

⁹ 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1489号第四）

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 建築物の内にいる当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が政令第21条第2項の基準に適合するものである場合

¹⁰ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（平成18年告示第1497号第五）

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合